

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年12月23日(月)

次回は1月6日号
となります。
皆様良い新年を
お迎えください。



今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/23(月) 先勝 平成の天皇誕生日
24(火) 友引 クリスマスイブ、日中韓首脳会談(中国)
25(水) 先負 クリスマス
26(木) 赤口 旧暦12月1日
27(金) 先勝 官庁御用納め
28(土) 友引
29(日) 先負

	先週の株と為替	
	日経平均株価	円(対米ドル)
12/16(月)	23,952 ▼71	109.40 △0.22
17(火)	24,066 △114	109.59 ▼0.19
18(水)	23,934 ▼132	109.43 △0.16
19(木)	23,865 ▼69	109.57 ▼0.14
20(金)	23,817 ▼48	109.36 △0.21

令和2年度税制改正大綱(主な中小企業関連)

◎中小向けオープンイノベーション促進税制の創設……自社にはない経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業又は新たな事業の開拓を目指す中小企業が、令和2年4月から令和4年3月までの間に一定のベンチャー企業に1千万円以上の出資をして株式を取得した場合、その取得価額の25%を所得控除できる措置を創設します。

◎5G(第5世代移動通信システム)導入促進税制の創設……地域の企業などが建物内や敷地内といった限られたエリアで5Gネットワークを構築・運用できる「ローカル5G」について、特定高度情報通信等システム普及促進法(仮称)の認定計画に基づき一定の設備を取得した場合に、税額控除(15%)又は特別償却(30%)が適用できる措置を創設します。また、一定の設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2とする特例措置も創設します。新法の施行日から令和4年3月までの設備投資に適用。

◎少額減価償却資産の特例措置の見直し……中小企業等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円まで全額損金算入できる措置の対象について、①連結法人を除外、②従業員数の要件を500人以下に引下げた上で、期限を2年延長します。

◎消費税の申告期限の特例の創設……法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長する特例を創設します。令和3年3月以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用。

◎消費税免税制度の拡充……免税販売手続が可能な一定基準を満たす自動販売機の設置について、人員の配置を不要とします。令和3年10月以後に適用。

■この記事の詳細は、情報BOX201549

平成30年分の相続税の課税割合は8.5%

国税庁によると、平成30年中に亡くなった方(被相続人)は約136万人で、そのうち相続税の課税対象となったのは約11万6千人となり、課税割合は8.5%でした。

また、被相続人1人当たりの課税価格は1億3956万円、税額は1813万円となっています。

平成27年から相続税の基礎控除額が「3千万円+600万円×法定相続人数」に引下げられたことで、課税割合は4%台から8%台に増加していますので、相続対策が必要な場合はできる限り早く取組みます。また、課税の有無に関係なく遺産をめぐる争いは起こり得るので、事前の話し合いや遺言書の作成などの準備が大切です。

★★★ 1月のチェックポイント ★★★

※年末調整による過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月10日(金)です。

※年2回納付の適用者の源泉所得税(7月~12月分)の納付期限は1月20日(月)です。

※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受領し、チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。

※1月末までに提出する「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の事務があります。

※源泉徴収簿など暦年で区分している文書を確認し、法定保存年限や社内規定に基づき整理。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年度税制改正大綱の概要（主に中小企業関連）

◆中小企業におけるオープンイノベーションに係る措置の創設

中小企業者で対象法人（※1）に該当するものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に1,000万円以上の出資により一定のベンチャー企業の株式（特定株式※2）を取得した場合には、その取得価額の25%の所得控除ができる。

ただし、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その特定株式の取得から5年を経過している場合を除き、その事由に応じた金額を益金算入する。

※1 青色申告書を提出する法人で、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等。

※2 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う設立後10年未満の内国法人等の株式で、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの。

5G導入促進税制の創設

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法に基づく認定導入計画に従って実施される5Gシステムの導入を行う事業者が、同法の施行日から令和4年3月31日までの間に、システム導入に必要な一定の設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様）。

また、同法の認定導入計画に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許（地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限り）を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産（同法の規定により主務大臣の確認を受けたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限り）に係る固定資産税について、課税標準を2分の1（取得後3年間）とする特例措置を同法の施行日から令和4年3月31日まで講じる。

◆少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（次の見直しを除き、所得税についても同様）。

①対象法人から連結法人を除外する。

②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下（現行1,000人以下）に引き下げる。

◆法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1ヵ月延長する。

確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付する。

※令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。

◆外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、消費税の免税販売手続が可能なものとして財務大臣が定める基準を満たす自動販売機であることについて国税庁長官が観光庁長官と協議して定めるものを設置した場合には、当該設置に係る輸出物品販売場の許可につき人員配置は要しないものとする。

※令和3年10月1日以後に行われる輸出物品販売場の許可申請について適用する。

◆連結納税制度の見直し

企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制度へ移行する。

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合の課税の特例措置の適用期限を5年間延長するとともに、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を6割（現行3割）に引き上げる。